

第 179 号（令和 6 年 10 月 4 日 発行）	発行日 5 日、15 日、25 日
横 浜 市 報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

〔告示〕

△ 令和 6 年度横浜市一般会計補正予算（第 2 号）ほか 1 件の要領公表【財政局財政課】	3
△ 情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正【みどり環境局公園緑地管理課】	4
△ 泉区マスコットキャラクターいっずんグッズ物品売払代金の徴収事務の委託【泉区区政推進課】	5

〔公告〕

△ 山田都市計画事業柳沢北浜地区土地区画整理事業の施行に係る換地処分通知の内容の掲示【都市整備局市街地整備調整課】	6
△ 市有地の売払いに関する一般競争入札の施行【財政局ファシリティマネジメント推進課】	7
△ 公園の一時利用停止【みどり環境局公園緑地管理課】	10
△ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壌環境課】	11
△ 同【みどり環境局水・土壌環境課】	12
△ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】	13
△ 横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	14
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	16
△ 同【建築局調整区域課】	17
△ 同【建築局調整区域課】	18
△ 同【建築局調整区域課】	19
△ 同【建築局調整区域課】	20
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	21
△ 同【建築局調整区域課】	22
△ 同【建築局調整区域課】	23
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	24
△ 横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業の事業計画変更の縦覧【都市整備局綱島駅東口周辺開発事務所】	25
△ 市有地の売払いに関する一般競争入札の施行【港湾局港湾管財課】	26

〔区告示〕

△ 認可地縁団体の告示事項の変更【神奈川区地域振興課】	28
-----------------------------	----

〔区公告〕

△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【都筑区総務課】	29
△ 同【港北区総務課】	30

〔消防局〕

△ 横浜市民防災センターにおける空地活用事業者の募集に関する一般競争入札の施行【総務課】	32
--	----

〔交通局〕

△ 横浜市乗合自動車外国人向け I C カード取扱規程の一部を改正する規程【自動車本部営業課】	35
△ 横浜市高速鉄道外国人向け I C カード乗車券取扱規程を廃止する規程【高速鉄道本部営業課】	36

】

△ 横浜市高速鉄道 I C カード乗車券取扱規程の一部を改正する規程【高速鉄道本部営業課】

37

告 示

横 浜 市 告 示 第 361 号

令 和 6 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ） ほ か 1 件
の 要 領 公 表

令 和 6 年 9 月 25 日 の 市 議 会 に お い て 議 決 を 得 た 令 和 6 年 度 横 浜 市
一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ） ほ か 1 件 の 要 領 を 、 別 冊 の と お り 公 表
す る 。

令 和 6 年 10 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 告 示 第 362 号

情 報 通 信 の 技 術 を 利 用 す る 方 法 に よ り 行 う 行 政 手 続 等 の
一 部 改 正

情 報 通 信 の 技 術 を 利 用 す る 方 法 に よ り 行 う 行 政 手 続 等 （ 平 成 17 年
2 月 横 浜 市 告 示 第 56 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し 、 公 布 の 日 か ら
施 行 す る 。

令 和 6 年 10 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

同 表 に 次 の よ う に 加 え る 。

横 浜 市 首 都 圏 近 郊 緑 地 保 全 法 施 行 細 則 (平 成 27 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号)	第 2 条	令 和 6 年 10 月 4 日	近 郊 緑 地 保 全 区 域 内 に お け る 行 為 の 届 出
	第 4 条	令 和 6 年 10 月 4 日	近 郊 緑 地 保 全 区 域 内 に お け る 行 為 の 届 出 等 に 関 す る 名 義 変 更 の 届 出

横 浜 市 告 示 第 363 号

泉 区 マ ス コ ッ ト キ ャ ラ ク タ ー い っ ず ん グ ッ ズ 物 品 売 払 代
金 の 徴 収 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 243 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に
よ り 、 泉 区 マ ス コ ッ ト キ ャ ラ ク タ ー い っ ず ん グ ッ ズ 物 品 売 払 代 金 の
徴 収 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 6 年 10 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 公 金 事 務 取 扱 者 の 名 称
有 限 会 社 ヤ ス イ チ 酒 店
- 2 指 定 公 金 事 務 取 扱 者 の 住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地
泉 区 和 泉 中 央 北 6 丁 目 25 番 1 号
- 3 委 託 し た 徴 収 事 務 に 係 る 歳 入
泉 区 マ ス コ ッ ト キ ャ ラ ク タ ー い っ ず ん グ ッ ズ 物 品 売 払 代 金
- 4 地 方 自 治 法 第 243 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 指 定 を し た 日
令 和 6 年 8 月 23 日
- 5 徴 収 事 務 の 委 託 を し た 日
令 和 6 年 8 月 23 日

公 告

横 浜 市 公 告 第 517 号（ 令 和 6 年 10 月 1 日 掲 示 済 ）

山 田 都 市 計 画 事 業 柳 沢 北 浜 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 の 施 行
に 係 る 換 地 処 分 通 知 の 内 容 の 掲 示

山 田 都 市 計 画 事 業 柳 沢 北 浜 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 の 施 行 に 係 る 土
地 区 画 整 理 法（ 昭 和 29 年 法 律 第 119 号 ） 第 103 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ く 換 地 処 分 通 知 の う ち、 そ の 受 領 を 拒 ま れ た も の の 内 容 が 掲 示 さ
れ て い る 旨 を 次 の と お り 公 告 す る。

令 和 6 年 10 月 1 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 被 通 知 者 の 氏 名 及 び 住 所

佐 藤 拓 哉

神 奈 川 区 栗 田 谷 39 番 26 － 105 号

2 掲 示 場 所

岩 手 県 下 閉 伊 郡 山 田 町 山 田 第 5 地 割 46 番 地 1 に あ る 掲 示 板

3 掲 示 期 間

令 和 6 年 10 月 1 日 か ら 令 和 6 年 10 月 11 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 518 号

市有地の売払いに関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年10月4日

契約事務受任者

横浜市財政局長 松 井 伸 明

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

市有地の売払い

(2) 物件の所在等

物 件 番 号	土 地 の 所 在	地 目	地 積 (m ²)
2840	神奈川区菅田町字富士塚 1,605 番の8 ほか	宅 地	426.40
2841	港南区芹が谷五丁目 1,550 番の56ほか	宅 地	625.13
2842	保土ヶ谷区岩崎町 113 番の3ほか	宅 地 山 林	490.84 (490.84)
2843	保土ヶ谷区法泉三丁目 315 番の12	宅 地	169.39
2844	磯子区磯子一丁目 1 番の 153	宅 地	1,398.72
2845	緑区上山三丁目 710 番の13ほか	宅 地	469.48
2846	戸塚区柏尾町字孫之台 1,118 番の7	宅 地	198.12
2847	戸塚区上柏尾町字台 215 番の3ほか	宅 地 山 林	1,701.35 (1,701.19)
2848	栄区東上郷町 992 番の 171	宅 地	296.59
2849	栄区本郷台二丁目 2,419 番の 3	宅 地	180.21

地積欄は、登記記録上の面積

ただし、物件番号 2842、2847 番は地積測量図面積、() 内が
登記記録上の面積

(3) 最低売却価格

物件番号 2840 番	15,650,000 円
物件番号 2841 番	54,140,000 円
物件番号 2842 番	7,560,000 円
物件番号 2843 番	19,110,000 円
物件番号 2844 番	298,490,000 円
物件番号 2845 番	55,690,000 円
物件番号 2846 番	14,230,000 円
物件番号 2847 番	18,720,000 円
物件番号 2848 番	29,490,000 円
物件番号 2849 番	29,850,000 円

(4) 入札に付す条件

市有地公募売却事業一般競争入札売却募集要領（以下「募集要領」という。）による。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条又は第7条に該当しない者であること。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反する事実がない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体に該当しない者であること。

3 募集要領の交付

(1) 交付期間

令和6年10月4日から令和6年11月11日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時まで）

(2) 交付場所

中区本町6丁目50番地の10
横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティ
マネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課ほか
電話 045(671)2264

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和6年10月28日から令和6年11月11日まで必着

(2) 受付場所

中区本町6丁目50番地の10
横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティ
マネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課
電話 045(671)2264

(3) 受付方法

書留郵便

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札

令和6年12月4日まで

書留郵便で必着

（宛先）中区本町6丁目50番地の10

横 浜 市 財 政 局 フ ァ シ リ テ ィ マ ネ ジ メ ン ト 推 進 室 フ ァ
シ リ テ ィ マ ネ ジ メ ン ト 推 進 部 フ ァ シ リ テ ィ マ ネ ジ メ
ン ト 推 進 課

(2) 開 札

令 和 6 年 12 月 9 日

(所 在) 中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

(会 場 名) 横 浜 市 役 所 会 議 室 み な と 1 、 2 、 3

6 入 札 保 証 金

入 札 者 は 、 入 札 金 額 の 100 分 の 5 以 上 の 入 札 保 証 金 を 、 横 浜 市
が 発 行 す る 納 付 書 に よ り 期 限 ま で に 横 浜 市 指 定 金 融 機 関 に 納 付 し
な け れ ば な ら な い 。

7 入 札 の 無 効

次 の 入 札 は 無 効 と す る 。

(1) 第 2 項 の 資 格 条 件 を 満 た さ な い 者 が 行 っ た 入 札

(2) 募 集 要 領 に お け る 入 札 要 領 第 8 条 に 定 め る 入 札

8 契 約 書 作 成 の 要 否

横 浜 市 が 定 め る 売 買 契 約 書 に よ る 契 約 書 の 作 成 を 要 す る 。

横 浜 市 公 告 第 519 号

公 園 の 一 時 利 用 停 止

横 浜 市 公 園 条 例 （ 昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号 ） 第 3 条 第 1 項
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 利 用 を 一 時 停 止 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 み ど り 環 境 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課
に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 10 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	一 時 利 用 停 止 の 区 域 及 び 面 積	一 時 利 用 停 止 の 態 様	一 時 利 用 停 止 期 間
太 尾 町 第 二 公 園	港 北 区 大 倉 山 四 丁 目 13 番	別 図 の と お り 3,995 m ²	立 入 禁 止	令 和 6 年 10 月 10 日 か ら 令 和 7 年 2 月 21 日 ま で
十 八 ノ 区 第 三 公 園	戸 塚 区 戸 塚 町 3,630 番 の 21	別 図 の と お り 1,180 m ²	立 入 禁 止	令 和 6 年 10 月 15 日 か ら 令 和 7 年 2 月 13 日 ま で
矢 沢 公 園	戸 塚 区 戸 塚 町 4,796 番 の 3	別 図 の と お り 465 m ²	立 入 禁 止	令 和 6 年 10 月 15 日 か ら 令 和 7 年 2 月 13 日 ま で

別 図 （ 省 略 ）

横 浜 市 公 告 第 520 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 14 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 申 請 さ れ た 次 の 土 地 の 区 域 に つ い て 、 同 法 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 6 年 10 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地

緑 区 中 山 三 丁 目 500 番 の 1 、 500 番 の 9 、 500 番 の 10 、 500 番 の 11 、 500 番 の 18 、 500 番 の 20 、 500 番 の 21 及 び 500 番 の 24 の 各 一 部

2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類

ク ロ ロ エ チ レ ン 、 1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 鉛 及 び そ の 化 合 物 、 ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル

3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類

鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 521 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 6 年 10 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
栄 区 笠 間 二 丁 目 1,000 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
六 価 ク ロ ム 化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 522 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 10 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 6 年 8 月 9 日	11616	S T L 森 山 建 設 株 式 会 社	(新) 森 山 義 一	保 土 ヶ 谷 区 天 王 町 1 丁 目 6 番 地 の 4
			(旧) 森 山 政 明	

横 浜 市 公 告 第 523 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 生 産 緑 地 地 区 の 変 更 案 の 縦 覧

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 生 産 緑 地 地 区 の 変 更 案 を 作 成 し た の で 、 都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 17 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 案 を 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

こ の 案 に つ い て 意 見 が あ る 関 係 住 民 及 び 利 害 関 係 人 は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 6 年 10 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 都 市 計 画 の 種 類

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 生 産 緑 地 地 区

2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

(1) 追 加 す る 部 分

磯 子 区 氷 取 沢 町 地 内 、 金 沢 区 能 見 台 一 丁 目 地 内 及 び 緑 区 長 津 田 み な み 台 五 丁 目 地 内

(2) 削 除 す る 部 分

緑 区 長 津 田 二 丁 目 地 内 、 都 筑 区 大 丸 及 び 東 山 田 一 丁 目 地 内 並 び に 泉 区 和 泉 中 央 北 二 丁 目 、 中 田 東 三 丁 目 及 び 中 田 南 五 丁 目 地 内

(3) 変 更 す る 部 分

鶴 見 区 駒 岡 四 丁 目 及 び 馬 場 七 丁 目 地 内 、 神 奈 川 区 三 枚 町 、 羽 沢 町 及 び 羽 沢 南 三 丁 目 地 内 、 保 土 ヶ 谷 区 藤 塚 町 、 仏 向 町 及 び 法 泉 一 丁 目 地 内 、 旭 区 市 沢 町 及 び 白 根 五 丁 目 地 内 、 金 沢 区 釜 利 谷 東 三 丁 目 及 び 釜 利 谷 東 四 丁 目 地 内 、 港 北 区 小 机 町 、 新 吉 田 東 一 丁 目 、 新 吉 田 東 五 丁 目 及 び 綱 島 東 一 丁 目 地 内 、 緑 区 鴨 居 四 丁 目 、 北 八 朔 町 及 び 白 山 二 丁 目 地 内 、 青 葉 区 あ ざ み 野 四 丁 目 、 あ ざ み 野 南 三 丁 目 、 美 し が 丘 西 二 丁 目 、 荏 子 田 三 丁 目 、 大 場 町 及 び 鴨 志 田 町 地 内 、 都 筑 区 池 辺 町 、 荏 田 東 四 丁 目 、 大 熊 町 、 中 川 四 丁 目 及 び 平 台 地 内 、 戸 塚 区 川 上 町 、 原 宿 五 丁 目 及 び 矢 部 町 地 内 、 栄 区 笠 間 五 丁 目 、 上 郷 町 及 び 小 菅 ヶ 谷 一 丁 目 地 内 、 泉 区 和 泉 中 央 北 六 丁 目 、 和 泉 中 央 南 一 丁 目 、 和 泉 中 央 南 三 丁 目 、 岡 津 町 及 び 中 田 東 四 丁 目 地 内 並 び に 瀬 谷 区 相 沢 六 丁 目 、 阿 久 和 東 一 丁 目 、 五 貫 目 町 、 中 屋 敷 一 丁 目 、 橋 戸 二 丁 目 、 二 ツ 橋 町 、 本 郷 一 丁 目 、 本 郷 二 丁 目 、 本 郷 三 丁 目 及 び 宮 沢 二 丁 目 地 内

3 縦 覧 期 間

令 和 6 年 10 月 4 日 か ら 令 和 6 年 10 月 18 日 ま で

4 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課

5 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 場 所

横 浜 市 ホ ー ム ペ ー ジ (<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>)

横 浜 市 公 告 第 524 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 10 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 10 月 3 日 第 2023 開 807 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
瀬 谷 区 瀬 谷 四 丁 目 5 番 地 の 5
ス テ ー シ ョ ン 工 業 株 式 会 社
代 表 取 締 役 赤 淵 哲 也
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 上 白 根 三 丁 目 404 番 の 2 、 404 番 の 18 及 び 404 番 の 19 の 各
一 部 、 404 番 の 25 、 404 番 の 27 並 び に 404 番 の 38

横 浜 市 公 告 第 525 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 10 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 12 月 25 日 第 2023 開 106 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
鶴 見 区 鶴 見 中 央 四 丁 目 33 番 1 号
ナ イ ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 津 戸 裕 徳
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
鶴 見 区 寺 谷 一 丁 目 1,611 番 の 3 及 び 1,611 番 の 30 か ら 1,611 番
の 35 ま で

横 浜 市 公 告 第 526 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 10 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 2 月 27 日 第 2023 開 206 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 片 倉 三 丁 目 29 番 30 号
株 式 会 社 片 倉 ラ イ フ リ ブ
代 表 取 締 役 加 藤 義 晴
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
神 奈 川 区 片 倉 四 丁 目 117 番 の 267 の 一 部 、 117 番 の 268 及 び 11
7 番 の 269

横 浜 市 公 告 第 527 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 10 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 3 月 1 日 第 2023 開 1723 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 杉 並 区 阿 佐 谷 南 3 丁 目 35 番 21 号
株 式 会 社 長 谷 工 ホ ー ム
代 表 取 締 役 野 村 孝 一 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 あ ざ み 野 南 三 丁 目 11 番 の 1 、 11 番 の 2 及 び 11 番 の 26

横 浜 市 公 告 第 528 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 10 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 3 月 7 日 第 2023 開 1121 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 千 代 田 区 神 田 駿 河 台 4 丁 目 3 番 地
株 式 会 社 か つ や
代 表 取 締 役 大 内 勇 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 高 田 西 二 丁 目 470 番 の 2 、 473 番 の 1 、 473 番 の 3 、 47
- 4 番 の 1 、 474 番 の 3 及 び 475 番 の 1

横 浜 市 公 告 第 529 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 10 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2024 ・ 2 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 6 年 9 月 24 日
- 3 道 路 の 幅 員
6.00 m
- 4 道 路 の 延 長
6.03 m
- 5 指 定 の 場 所
神 奈 川 区 三 ツ 沢 下 町 29 番 の 108
- 6 申 請 者 の 氏 名
ク ロ サ ワ コ ー ポ レ ー シ ョ ン 株 式 会 社
代 表 取 締 役 黒 澤 保 雄

横 浜 市 公 告 第 530 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 10 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2024 ・ 2 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 6 年 9 月 24 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長
5.10 m
- 5 指 定 の 場 所
神 奈 川 区 三 ツ 沢 上 町 146 番 の 170
- 6 申 請 者 の 氏 名
ツ ク ミ エ ス テ ー ト 株 式 会 社
代 表 取 締 役 嘉 村 隆 宏

横 浜 市 公 告 第 531 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 10 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2024 ・ 11 ・ 8 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 6 年 9 月 24 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
35.72 m
- 5 指 定 の 場 所
港 北 区 富 士 塚 一 丁 目 1,841 番 の 50 の 一 部 及 び 1,841 番 の 51
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 伊 佐 衛 門
代 表 取 締 役 加 藤 正

横 浜 市 公 告 第 532 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 6 年 10 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 6 年 9 月 24 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

21.00 m

4 廃 止 の 場 所

横 浜 市 栄 区 小 菅 ケ 谷 四 丁 目 124 番 の 9 、 124 番 の 33 、 124 番 の
34 、 154 番 、 155 番 の 4 の 各 一 部 及 び 124 番 の 10

横 浜 市 公 告 第 533 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 新 綱 島 駅 周 辺 地 区 土 地 区 画 整 理 事
業 の 事 業 計 画 変 更 の 縦 覧

横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 新 綱 島 駅 周 辺 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 の 事 業
計 画 を 変 更 す る た め 、 土 地 区 画 整 理 法 （ 昭 和 29 年 法 律 第 119 号 ） 第
55 条 第 13 項 に お い て 準 用 す る 同 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お
り 関 係 図 書 を 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 こ の 変 更 に つ い て 意 見 が あ る 利 害 関 係 者 は 、 縦 覧 期 間 満 了
の 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 2 週 間 を 経 過 す る 日 ま で に 、 横 浜 市 長 に 意
見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。 た だ し 、 都 市 計 画 に お い て 定 め ら れ
た 事 項 に つ い て は 、 こ の 限 り で な い 。

令 和 6 年 10 月 4 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 縦 覧 期 間
令 和 6 年 10 月 5 日 か ら 令 和 6 年 10 月 18 日 ま で
- 2 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先
港 北 区 綱 島 西 一 丁 目 8 番 9 ー 501 号
横 浜 市 都 市 整 備 局 市 街 地 整 備 部 綱 島 駅 東 口 周 辺 開 発 事 務 所
- 3 縦 覧 時 間
午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 15 分 ま で

横 浜 市 公 告 第 534 号

市有地の売払いに関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年10月4日

契約事務受任者

横浜市港湾局長 新 保 康 裕

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

市有地の売払い

(2) 物件の所在等

物件 番号	土 地 の 所 在	地 目	地 積 (m ²)
2850	金 沢 区 幸 浦 一 丁 目 18 番 の 29 ほ か	宅 地	1,268.87

地積欄は、登記記録上の面積

(3) 最低売却価格

86,290,000 円

(4) 入札に付す条件

市有地公募売却事業一般競争入札売払募集要領（以下「募集要領」という。）による。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条又は第7条に該当しない者であること。

(4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反する事実がない者であること。

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体に該当しない者であること。

3 募集要領の交付

(1) 交付期間

令和6年10月4日から令和6年11月11日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時まで）

(2) 交付場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティ

マネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課ほか
電話 045(671)2264

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和6年10月28日から令和6年11月11日まで必着

(2) 受付場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティ
マネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課
電話 045(671)2264

(3) 受付方法

書留郵便

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札

令和6年12月4日まで

書留郵便で必着

(宛先) 中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファ
シリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント
推進課

(2) 開札

令和6年12月9日

(所在) 中区本町6丁目50番地の10

(会場名) 横浜市役所会議室 みなと1、2、3

6 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を、横浜市
が発行する納付書により期限までに横浜市指定金融機関に納付し
なければならない。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札

(2) 募集要領における入札要領第8条に定める入札

8 契約書作成の要否

横浜市が定める売買契約書による契約書の作成を要する。

区 告 示

神 奈 川 区 告 示 第 14 号 （ 令 和 6 年 9 月 24 日 掲 示 済 ）

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 ガ ー デ ン 親 和 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た
。

令 和 6 年 9 月 24 日

横 浜 市 神 奈 川 区 長 鈴 木 茂 久

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	渡 辺 あ け み 神 奈 川 区 神 大 寺 一 丁 目 11 番 9 号	齊 藤 学 神 奈 川 区 神 大 寺 一 丁 目 21 番 27 号
主 た る 事 務 所 の 所 在 地	神 奈 川 区 神 大 寺 一 丁 目 11 番 9 号	神 奈 川 区 神 大 寺 一 丁 目 21 番 27 号

区 公 告

都 筑 区 公 告 第 93 号 （ 令 和 6 年 9 月 20 日 掲 示 済 ）

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

令 和 6 年 9 月 20 日

横 浜 市 都 筑 区 長 佐 々 田 賢 一

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 番 号	失 効 年 月 日
横 40 - 08 浜 横 浜	令 和 6 年 6 月 18 日

港 北 区 公 告 第 212 号 (令 和 6 年 9 月 24 日 掲 示 済)

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

令 和 6 年 9 月 24 日

横 浜 市 港 北 区 長 竹 下 幸 紀

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 番 号	失 効 年 月 日
横 1 - 46 浜 横 浜	平 成 27 年 4 月 1 日
横 1 - 52 浜 横 浜	平 成 27 年 4 月 1 日
横 1 - 54 浜 横 浜	平 成 27 年 4 月 1 日
横 1 - 68 浜 横 浜	平 成 27 年 4 月 1 日
横 1 - 73 浜 横 浜	平 成 27 年 4 月 1 日
横 3 - 28 浜 横 浜	平 成 27 年 4 月 1 日
横 3 - 32 浜 横 浜	平 成 27 年 4 月 1 日
横 5 - 00 浜 横 浜	平 成 27 年 4 月 1 日
横 5 - 08 浜 横 浜	平 成 27 年 4 月 1 日
横 5 - 09 浜 横 浜	平 成 27 年 4 月 1 日

横 5 - 12 浜 横 浜	平 成 27 年 4 月 1 日
横 19 - 12 浜 横 浜	平 成 27 年 4 月 1 日
横 19 - 13 浜 横 浜	平 成 27 年 4 月 1 日
横 19 - 21 浜 横 浜	平 成 27 年 4 月 1 日
横 30 - 17 浜 横 浜	平 成 27 年 4 月 1 日
横 30 - 24 浜 横 浜	平 成 27 年 4 月 1 日
横 30 - 43 浜 横 浜	平 成 27 年 4 月 1 日
横 63 - 07 浜 横 浜	平 成 27 年 4 月 1 日
横 97 - 07 浜 横 浜	平 成 27 年 4 月 1 日

消 防 局

消 防 局 公 告 第 6 号

横 浜 市 民 防 災 セ ン タ ー に お け る 空 地 活 用 事 業 者 の 募 集 に
関 する 一 般 競 争 入 札 の 施 行
次 の と お り 一 般 競 争 入 札 を 行 う 。
令 和 6 年 10 月 4 日

契 約 事 務 受 任 者
横 浜 市 消 防 局 長 平 中 隆

1 競 争 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 件 名

横 浜 市 民 防 災 セ ン タ ー に お け る 空 地 活 用

(2) 物 件 の 所 在 等

物 件 番 号	所 在 地 (施 設 名)	貸 付 面 積 (m ²)
06-21-001	神 奈 川 区 沢 渡 4 番 地 の 7 横 浜 市 民 防 災 セ ン タ ー	33.0

(3) 最 低 貸 付 料 (年 額)

物 件 番 号 06-21-001 50,000 円

(4) 貸 付 期 間

令 和 7 年 1 月 4 日 か ら 令 和 7 年 3 月 31 日 の う ち 午 前 9 時 か ら
午 後 5 時 ま で

(5) 入 札 に 付 す る 条 件

横 浜 市 民 防 災 セ ン タ ー に お け る 空 地 活 用 事 業 者 募 集 要 領 に よ
る。

2 入 札 参 加 資 格 者

入 札 参 加 者 は、入 札 日 (た だ し、基 準 日 を 別 に 定 め る 場 合 を 除
く。) に お い て、次 に 掲 げ る 資 格 を 全 て 満 た し て い な け れ ば な ら
な い。

(1) 地 方 自 治 法 施 行 令 (昭 和 22 年 政 令 第 16 号) 第 167 条 の 4 の 規
定 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と。

(2) 横 浜 市 一 般 競 争 参 加 停 止 及 び 指 名 停 止 等 措 置 要 綱 に 基 づ く 一
般 競 争 参 加 停 止 及 び 指 名 停 止 措 置 を 受 け て い な い 者

(3) 国 税 及 び 市 税 の 滞 納 が な い こ と。

(4) 施 設 の 建 設、原 状 回 復 及 び 事 業 の 運 営 等 に 必 要 な 資 力 を 備 え
て お り、本 市 が 指 定 す る 期 日 ま で に 公 有 財 産 貸 付 契 約 を 締 結 し
、貸 付 料 の 支 払 い が 可 能 で あ る こ と。

(5) 貸 付 公 募 実 施 要 項 の 内 容 を 遵 守 し、事 業 計 画 を 適 切 に 行 え る
こ と。

- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属するものでないこと。
- (7) 貸付公募実施による貸付料入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
- 3 横浜市民防災センター空地活用事業者募集要領の交付
 - (1) 交付期間
令和6年10月4日から令和6年11月6日まで（午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時まで並びに日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
 - (2) 交付場所
保土ヶ谷区川辺町2番地20
横浜市消防局総務部総務課（本部庁舎7階）
電話 045(334)6523
※ 横浜市ホームページ（次のアドレス）からダウンロードすることもできる。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2024/sonota/shobo/ku-chikatsuyo.html>
- 4 入札参加申込の受付
 - (1) 受付期間
令和6年10月25日から令和6年11月6日まで（午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時まで並びに日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
 - (2) 受付場所
保土ヶ谷区川辺町2番地20
横浜市消防局総務部総務課（本部庁舎7階）
電話 045(334)6523
 - (3) 申込方法
持参による。
※ 電話、郵送による受付は行わない。
- 5 入札日時及び場所
令和6年11月15日午後2時
保土ヶ谷区川辺町2番地20
横浜市消防局 入札室（本部庁舎2階）
- 6 入札保証金
免除
- 7 次の各号の一つに該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格がない者の入札
 - (2) 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字をもって金額を表示しない入札書による入札

- (3) 同一物件の入札について、2 通以上の入札書を提出した者の入札
 - (4) 他人の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
 - (5) 入札者の記名押印のない入札書による入札
 - (6) 要領が不明確な入札書による入札
 - (7) 入札に関し、不正行為があった者の入札
 - (8) 最低入札価格に達しない貸付料で入札した者の入札
- 8 契約書作成の可否
- 横浜市が定める公有財産賃貸借契約書による契約書の作成を要する。

交 通 局

横 浜 市 乗 合 自 動 車 外 国 人 向 け I C カ ー ド 取 扱 規 程 の 一 部 を 改 正 す
る 規 程 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 6 年 10 月 4 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者
交 通 局 長 三 村 庄 一

交 通 局 規 程 第 20 号

横 浜 市 乗 合 自 動 車 外 国 人 向 け I C カ ー ド 取 扱 規 程 の 一 部
を 改 正 す る 規 程

横 浜 市 乗 合 自 動 車 外 国 人 向 け I C カ ー ド 取 扱 規 程 （ 令 和 元 年 9 月
交 通 局 規 程 第 1 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 第 1 項 第 1 号 を 次 の よ う に 改 め る 。

(1) 削 除

第 3 条 第 1 号 中 「 株 式 会 社 パ ス モ 及 び 」 を 削 り 、 同 条 第 3 号 か ら
第 5 号 を 次 の よ う に 改 め 、

(3) か ら (5) 削 除

同 条 第 9 号 中 「 I C 鉄 道 事 業 者 及 び 」 を 削 り 、 「 東 日 本 旅 客 鉄 道
株 式 会 社 が 」 の 次 に 「 旅 客 営 業 規 則 等 に 定 め る 旅 客 運 賃 の 割 引 を 行
う 乗 車 券 の 情 報 を 記 録 し た 」 を 加 え る 。

第 20 条 中 「 I C 鉄 道 事 業 者 」 を 「 当 該 企 画 乗 車 券 を 発 行 す る 事 業
者 」 に 改 め 、 第 1 号 及 び 第 2 号 を 削 る 。

第 22 条 第 2 項 中 「 第 2 条 第 1 項 第 2 号 に 定 め る 」 の 次 に 「 外 国 人
向 け 」 を 加 え る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 令 和 6 年 10 月 12 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 高 速 鉄 道 外 国 人 向 け I C カ ー ド 乗 車 券 取 扱 規 程 を 廃 止 す る
規 程 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 6 年 10 月 4 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者
交 通 局 長 三 村 庄 一

交 通 局 規 程 第 21 号

横 浜 市 高 速 鉄 道 外 国 人 向 け I C カ ー ド 乗 車 券 取 扱 規 程 を
廃 止 す る 規 程

横 浜 市 高 速 鉄 道 外 国 人 向 け I C カ ー ド 乗 車 券 取 扱 規 程 （ 令 和 4 年
12 月 交 通 局 規 程 第 24 号 ） は 、 廃 止 す る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 令 和 6 年 10 月 12 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市高速鉄道 I C カード乗車券取扱規程の一部を改正する規程
をここに公布する。

令和 6 年 10 月 4 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 22 号

横浜市高速鉄道 I C カード乗車券取扱規程の一部を改正
する規程

横浜市高速鉄道 I C カード乗車券取扱規程（平成 30 年 3 月交通局
規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 3 項中「出場時に係員に」の次に「運賃割引証、」を加
える。

第 30 条第 1 項第 1 号中「「S u i c a」」の次に「（「W e l c
o m e S u i c a」を含む）」を加える。

附 則

この規程は、令和 6 年 10 月 12 日から施行する。